

平成二十三年八月十二日受領
答弁第三六九号

内閣衆質一七七第三六九号

平成二十三年八月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出食育の重要性と栄養教諭の使命に関する質問に対する答弁書

一について

地方公共団体における栄養教諭の配置については、全国的に見ると増加しているが、都道府県別に見ると、数年間配置数が増えていない県があるなど、配置状況に差があると考えており、引き続き、栄養教諭の配置を促進することが課題と考えている。

二、三、六及び七について

文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対し、栄養教諭の重要性等について様々な機会を通じて周知してきたほか、現職の学校栄養職員が栄養教諭の免許状を取得できるようにするための講習会の開催、栄養教諭が中核となり家庭や地域と連携して学校における食育を推進する取組及び栄養教諭を支援する食育支援者としての退職した栄養教諭等の派遣を支援しているところであり、今後とも、地方公共団体における栄養教諭の配置の促進等を支援するとともに、必要な財源の確保に努めてまいりたい。

四について

お尋ねの市町村費負担の学校栄養職員の任用替えについては、栄養教諭制度に対する市町村教育委員会

のより一層の理解を得ることが課題と認識しており、今後とも、栄養教諭の重要性等や学校栄養職員の栄養教諭への任用替えの事例を市町村教育委員会に周知すること等により、各地方公共団体の取組を促してまいりたい。

五について

学校教育の一環として位置付けられる学校給食については、その実施を法律上の義務とするのではなく、学校設置者、保護者等の関係者がその意義、役割を理解し、協力することで円滑に実施されることが望ましいと考えており、引き続き、それらの関係者の理解を求めること等により、学校給食の普及と健全な発達を図られるよう努めてまいりたい。